

地域生活移行推進民間提案事業評価委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域生活移行推進民間提案事業評価委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営等に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 神奈川県の実施する地域生活移行推進民間提案事業費補助金について、提案のあった事業の採択にあたり、専門的視点及び利用者の観点から意見を徴するため、委員会を設置する。

(意見を求める事項)

第3条 県は委員会から、地域生活移行推進民間提案事業費補助金の採択にあたり、民間法人から提案のあった事業について、専門的視点及び利用者の観点から意見を徴する。

(設置期間)

第4条 委員会の設置期間は、令和8年3月31日までとする。

(構成員)

第5条 委員会の委員は、次の学識経験者等から選定した者4名をもって構成する。

- | | |
|-----------------------|----|
| (1) 学識経験のある者 | 1名 |
| (2) 障害福祉施設の事業内容に精通した者 | 1名 |
| (3) 施設等利用者代表 | 2名 |

2 委員の選任期間は、委員会設置の日から令和8年3月31日までとする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合は、交代の日から令和8年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名により選任する。
- 3 委員長は、会務を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

(会議の運営)

第7条 委員会は、委員長が召集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 委員長が必要と認めるときは、地域生活移行推進民間提案事業に係る事業提案を行った者を会議に出席させ、説明等を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、障害サービス課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項に関しては、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月22日から施行する。